

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 要人往
来総務長官等訪沖(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43236

白井總務長官

昭
39
8

極秘

アメリカ局長 山

参事官 山

北米課長 山

白井総務長官の沖縄訪問について

(3P. 8.21)
北)

8月20日、駐特連局第一課長は北米課
枝村を来訪し、白井総務長官の沖縄視察
特にその際、ワシントン高等弁務官以下民政府役員
と行なう合談の際、長官が申す43事項につき
別添申す43事項リスト手交の上、連絡した。

1. 沖縄に対する援助についてはケネディ
声明の精神に則り、本土の水準に引き上げる

ことと目標を申す。その際、本土には

交付税制度等が存在すること、或いは国民

GA-6

外務省
4646

一人当りの行政費は、本土で沖縄に類似す
る点をとった場合、年々6,000円であるの
に対し、沖縄は僅か2,500円であること等を
説明し、沖縄に対し、財政力を与える必要
のあることを強調す。

2. 社会福祉政策について種々申す。

特に沖縄の至情単位は、^小ため、沖縄に
けでは実施し難い農業保険、年金、医療保
険等、^{あるべき}を指摘し、^{これ}は
社会保険制度については本土との

緊かりをもたせて解決すること、理想であ

ること、また米国の施政権との関係で困難

GA-6

外務省

であり、差当たり、日米合同基金の設けとい

~~等~~ line で解決することを ~~希望~~ ^{希望} した。

生活保護法についても、本土では国の補助

が、地元附帯の負担が大きいという点を

財政負担比率に在りてのに対し、沖縄

では法制上は日本と同様の生活保護法

があるが、経費はすべて沖縄が負担しな

か体にならぬ ^例 ~~に在り~~ ^{見られるとか}、社会福祉制度

は非常に遅れている。その他医師につ

いては、本土でも最低の稼田米(人口は

沖縄と均(190万)の1,000倍に在り、沖縄

は50名を有するに過ぎない。

現在、沖縄から医学関係の国費留学生

200名が毎日1200名、学業を終了した後

日本に居残るものが少なくない。この点も

長期的に解決を要する問題である。

3. 沖縄については、~~沖縄~~ 米南米地(特

別)の開発により、高島、本土間の経済的、

社会的格差の是正を討つことが重要である。

この点、米側のケイセ調査団、日本側の

数次に亘り西表 ^表 調査団も指摘している。

この点、沖縄群島中、住民の100名

帯以下の島は151億9千1百万円である。

（米国は国民福祉向上と、これを

英語センターや英語学校の設立というような

米国のためのprojectに金を使い傾向

にあるが、むしろこの島の問題こそ早急に

解決を要する問題であると思う。例として

在帯数の少なさ、或いはその他条件の悪さ

島々はより大きな島へ移住せしめると

この様な構想を進展させる必要がある。

この、た面で、日本はその進んだ農業土木

を利用し援助することを本意である。

文教施設を増設については、沖縄におい

ては教員、体育備品等が本土に比べ著

しく劣っており、教員素質の低下が甚しい。

これは従来も行なっている指導員等の派遣等

の技術援助を今後強化する必要がある。

以上の様な決意であるので、昨今

の如く、米側民政府からの対日援助要請が

一昨年の実績、8億円を下回った14億円に

漸くこれを19億円まで増加した。これは今

年は避けた。環球政府は60億という額

を案を出している様であるが、これはとも角、

米民政府が不当に低いラインが去された
目標希望している。(当分の腹^{如何}つもり~~は~~復
したのに対し、^{課長}課長は極致に願った^か、
その^{程度}程度は過ぎである(述べた) ^{また}また
協議技術両委員会^の活用を計り、上記で
述べた^概概を基に、社会問題も分析して、
これに応じた必要を援助政策も考へるという
ラインをもっていった。従来の援助に
ついでの日米協議^はは単なる数字のやりとり
にとどまっていた状態であったので、これを
是正したい訳である。

と、その他の事項については、渡航事務の
促進に關し、手続の遅延について一部に不
満のあることを説明し、その改善を要望し、或
いは戦後者の叙位叙勲について促進を計
ることを考へている。
南支連絡事務所の活用については、ワトソ
ンが日本における会談等で南運法長を重視す
るようを発言したこと^に鑑み、要望するもので
あるが、特に具体的な項目を挙げ、その項目の
南運法長の権限の拡大について具体的に
交渉する^{こと}を^は考へていく。

I 沖縄援助に関する方針

II 要望事項

1. 沖縄援助について

- (イ) 財政援助の増大について
- (ロ) 社会福祉の増強について
- (ハ) 低所得地の開発について
- (ニ) 文教施設の増強について
- (ホ) 来年度の日本政府よりの援助金について

2. 協賛委員会及び技術委員会の活用について

3. 渡航事務の促進について

4. 戦没者の叙位叙勲について

5. 原爆患者の治療について

6. 南方連絡事務所の活用について

秘

総務長官の沖縄視察に伴う

要望事項の概要

8月21日

特別地域連絡局

総 理 府

I 沖縄援助に関する方針

私は、故ケネディー大統領の所謂沖縄新政策(1962.3)に述べられていることを基調として、日米共同の路線の下に、これに協力することを目標として沖縄援助問題にのぞんである。この度沖縄の各基地を見る機会を与えられたが改めてその重要性を認識した。

私は、ケネディー大統領声明に述べられているように、沖縄が将来日本に返還されることを期待するとともに、それまでの間は、日本本土の相当地域と比較して遜色のないよう、沖縄の産業経済の発展を図り、沖縄住民の福祉の向上に協力

総 理 府

するものである。

最近における沖縄の状況は、米国の配慮と沖縄

住民の努力によって色々の点において目覚しい改善

が行なわれつつある。しかし、日本本土と比較するとき

は、幾つかの分野において、改善又は検討を行なう

ことが望ましいものがあるのではないと思われる。

これらの改善又は検討を要する問題として産業の

開発、社会保障制度の整備、文教の振興等に関する

ものがあげられるが、これらは畢竟するに次のい

ふれかに該当するもののように思われる。

第一は、諸制度、諸施設の内容自体の検討が

まだ十分に行なわれていないもの

第二は、諸制度、諸施設の構想がまとまって

いても、琉球政府、同市町村に財政的な余力が

ないため、実施に移すことができないもの

第三は、諸制度、諸施設の構想がまとまって

いても、沖縄の地域のみを以てしては、

経済的に成り立たないが、又は不合理

なものとなるおそれがあるもの

そして、沖縄における経済社会の近代化が

進むにつれて、第一の問題のほか、第二、第三

の問題と重要視されなければならないと思

われる。殊に、第二の琉球政府及び同

市町村の財政力の問題は、日本本土

の類似の府県と比較するとかなりの遜色がある
ように見受けられる。これは、日本が近代的な工業
国家として、経済的に著しい発展を遂げるに従っ
て、各府県、市町村は政府よりの財政的恩恵を受け
る度合いが多くなるからであり、沖縄との財政的
格差が目立つてくるように見受けられる。日本の府県
の場合は、一部を国が負担し、他の一部を府県が
負担する場合がかなり多くあるが、琉球政府は、
このような場合に全部を自己負担するという制度
上の問題とみる。

次に、第三の問題の典型的な例は、各種の
保険制度で、沖縄の地区のみでは成り

立ち得ない場合が容易に考え得られる。

(例えば、農業災害保険)

このような問題については、日米共同してその整備
のために何等かの措置を講ずる必要があろう
かと思われる。

要するに、沖縄に関する諸問題は、単に
一時的な検討のみによつて解決されるものは数少
なく、今後は日米協議委員会及び日米琉技術
委員会を活用し、常時日米琉の関係者が共同し
て、継続的に沖縄の発展の方策や、又それを阻
害している要因を解明して、沖縄の開発を促進
する必要があらうと思われる。

援助問題その他の懸念事項について個別的

に述べると以下のとおりである。

II 要 望 事 項

1. 沖縄援助について

(1) 財政援助の増大について

沖縄と米国の施政よろしきを得て、諸制度、諸

施設の面で著しい改善が見られるが、日本本土と比

較するときには劣っている部分もある。これは、前述

のように技術的検討が遅れていることに基因

するところがあるが、同時に沖縄に投下される行政費

(国、府、県、市、町、村とあわせたもの)が、日本本土と比

較して少ないことによるものと思われる。

1963会計年度のものをその時期の日本

本土と比較すると純計で

類似県 一人当 39,000 円 (108.3 円)

沖縄 一人当 25,000 円 (69.4 円)

(高等学級官資金を除くと、
21,000 円 (58.3 円) となる。)

となつてゐる。これは琉球政府の自主財源

(主として税収) が乏しいことによるが本土の

類似県なみに行政費を増大するためには日米

援助額を増大する必要がある。(注. 日本政府

では各府県、市町村に対して各種の国庫補助金

のほか地方交付税が交付されているが、これは

国内の行政水準を同一レベルに維持するため各

府県、市町村間の財源調節を主たる目的として

いる。従つて、自主財源の乏しい貧困な府県、

総 理 府

2

市町村に対しては、政府からの交付税が多い

わけで、また災害により被害の多い府県、市町

村に対しては特別に増額されることになる。

今直ちに沖縄にこのような方法を採用する

ことは問題があるが従来の方式によるとして

も日米援助額を増加する必要がある。))

(ロ) 社会福祉の増強について

社会福祉面特に社会保険について日本本

土と比較して遅れが目立っており見られる。

例えば、医療保険、厚生年金、恩給年金等が

あげられる。これらについては、沖縄地区のみを

以てしては、経済的に成り立たないところがある

総 理 府

3

やに思われるので、日米協力して制度及び基金
の設定等の検討を行ない、社会福祉面の増
強を図る必要があると思われる。

また、沖縄においては、医者が著しく不足して
おり、日本本土の一番医者の少ない県の約半数
位である。医師の養成は、現状では日本国費
留学生の日本本土の留学にまづこととなるが、こ
れも僅少で、これのみをもちとしては、到底急速
な充足を期待することが困難であるので、何等
かの養成計画（例えば琉球大学に医学部の設
置、または日本国費留学生の枠の拡大等）を講ずる
必要があると思われるので、検討をお願いする。

総 理 府

(1) 低開発地の開発について

所謂基地経済の恩恵を受けて所得の向上が
著しいが、離島における農漁民の生活水準は
かなり下廻っており、産業経済の開発には特に
努力する必要があると思われる。

従来の援助の項目を踏襲するほか、かつて
の日本又は米国により行なわれた調査団によ
る調査結果を検討のうえ、開発計画を前進
させる必要がある。

離島行政の困難性が沖縄における各分野
の改善の障害となつておるようには見受けられ
るので、もし可能ならば、開拓、干拓等による

総 理 府

農地の造成によって移住を促進し、生活の集団をつくり、これに文化施設を集中する必要があると思われる。

幸い、日本は農業土木技術に優れているので、充分の協力できることと思われるので、検討願いたい。

(二) 文教施設の増強について

沖縄の人は何学心が強く、父兄は子弟の教育に非常に努力しており、就学率は日本本土と比較して遜色がないが、

総 理 府

教材、備品等が不足しているのを、その整備に協力したい。

(ホ) 来年度日本政府よりの援助金について

日本政府からの援助については、日米協議委員会において、検討

されることになるが、日本側としてはおむね以上

の観点から、来年度の沖縄援助額はかなり増額

したいと考へているので、以上の諸提議を

理解のうえ、何分の協力をお願いする。

なお、従来工事関係に相当額の援助を実施

してきたが、今後の援助の対策としては、消化の

総 理 府

問題を解決する意味をも含め、従来のほか、琉球政府の負担している運営費(例えば、生活保護法による負担は、日本では日本政府が80%、地元県が20%となっているが、琉球政府のときは100%を負担しており、これが財政を圧迫している。)についても日本が援助としてとり上げることを検討願いたい。

2. 協議委員会、技術委員会の活用

前述のとおり、沖縄の経済の発展及び沖縄住民の福祉の向上について継続的に検討するため、これら両委員会を活用する必要があると思われるので、米側とこれに協力願いたい。

3. 渡航事務の促進について

これは国会の委員会においてしばしば論議

されている案件である。米側が安全保障上の

考慮から渡航希望者の調査を中止せよと

を提言することであるし、その結果少数ではある

が不許可の者が生じることは止むを得ないこと

と思われる。野党側の議員が単なる批判のため

に渡航制限をあげる場合もあるが、これは別と

して本土と沖縄とは互に親族、友人、知己が入混

り往来が頻繁であるので、事務の迅速な検討

について各注意が頂けるならば幸甚と思ふ。

なお、1964年1月から6月までの記録では、日本

側からの渡航者は

総計 22,034人 100%

3週間以内
許可になった者 19,663人 89.3%

3週間と4週間
との間に許可
になった者 1,034人 4.7%

4週間以上を
要している者 1,337人 6.0%

となっている。

また、日本側の事務処理については、迅速処理

に特に留意しており、鹿児島、北海道等で最も

東京より遠い府県で特殊なものを除き、18日

を書類の送達が行なわれている。

4. 戦没者の叙位叙勲について

戦没者の叙位叙勲が日本政府の決定に

基づいて、本年4月以降毎月実施されてい

る。沖縄分については、2月7日南方連絡事務所

長より米民政府に対して了解取付のための

手続を終えたが、3月18日付で本件は米

国の相当機関において検討されている由の

回答を得て以来、何等の連絡に接していな

いので、促進方をお願いする。

なお、本件は5ヶ年計画で実施されるもの

で、昭和39年度においては、概略5,000件

を目途として予定されておる。

5. 原爆患者の治療について

沖縄に数十名の原爆患者が居住してお

り、これらの者に対して何等かの治療の措置

を必要とするのではないかとの質問が数回に

わたってさきほど開催された国会の委員会に

おいて行なわれている。

原爆患者在住の事実があれば、専門医の

派遣等を考慮したのので、検討方をお願いします。

なお、日本国内では原爆被害者には無料で

毎年検査を実施しており、また病気になるもの

については、無料で入院治療を行なっている。

6 南方連絡事務所の活用について

異例又は重要なことは、外交ルートによって

処理されることは当然と思われるが、その他の軽

微な又は定型的事務については、その迅速に如

因するため南方連絡事務所を以て事務処理に当

らしめたいので、米側においても理解のうえ、

何分の協力をお願いする。